

○一関市移住支援金等交付要綱

令和元年7月5日

告示第209号

(目的)

第1 岩手県ふるさと振興総合戦略及び一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県（以下「県」という。）と共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内に移住した者が、県又は市が実施する事業の活用等により就業又は起業をした場合に、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により移住支援金を交付するとともに、東京圏の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校、同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等であって岩手県知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）を卒業又は修了して、県内の企業に就業する者に地方就職支援金を交付する。

2 移住支援金及び地方就職支援金の交付については、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）、法令等の定めるところによるほか、この告示によるものとする。

(移住支援金の交付対象者)

第2 移住支援金の交付対象者は、市に転入した者で、第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件を満たすものとし、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件についても満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当することとする。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

(ア) 住所を変更した日の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島

振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び令和2年国勢調査による人口が平成22年国勢調査による人口から10%以上減少している市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、及び通勤した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学をしていた期間を当該期間に含めることができる。

(イ) 住所を変更した日の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと。ただし、東京23区内に通勤していた期間にあっては、住民票を変更した日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、企業等へ就職し、及び通勤した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学をしていた期間の修業年限を上限（高等専門学校は2年を上限）とし当該期間に含めることができる。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から市内に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「難民認定法」という。）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例

法」という。)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、移住支援金の申請時から起算して過去10年以内に申請者及び世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合、又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、当該申請時から5年以上経過し18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

(エ) その他岩手県知事又は市長が移住支援金の対象として適当と認めた者。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。

ア 一般の就職に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し、就職したこと。

(ウ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就職でないこと。ただし、市内の伝統産業等で担い手確保が困難であるものを除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金の申請日から就職先に継続して5年以上勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の就職（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業したものをいう。）に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であ

ること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先で、テレワーク（原則として恒常的に通勤しないものをいう。以下同じ。）により勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこれらの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から交付対象者に資金提供されていないこと。

エ 本事業における関係人口に関する要件として、次の表の左欄及び右欄の要件に該当すること。

支給対象者の要件	地域の担い手確保の要件
次のいずれかに該当する者 1 移住希望者相談等支援補助金の交付を受けたことがある者 2 お試し移住、移住体験ツアー、オンラインいちのせき暮らしセミナー、その他これらに類する市が主催する移住促進事業への参加経験を有する者 3 一関市空き家バンク事業実施要綱（平成25年一関市告示第38号）第2第3号に規定する空き家バンクに登録した空き家に移住した者 4 市が主催する新たなネットワーク創出事業など関係人口創出に資すると認められる事業への参加経験を有する者	次のいずれかに該当する者 1 農林水産業に就業した者 2 市内で3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役等の経営を担う職務を行っている企業等へ就業した者 3 次のいずれかに正規従業員として就業した者 (1) 市内に本社又は本店を置く企業等 (2) 県内に本社又は本店を置く企業等。ただし、市内に所在する支店等へ就業した場合に限る。 (3) 県外に本社又は本店を置く企業等。ただし、地域限定型採用等で市内に所在する支店等へ就業した場合に限る。

<p>5 県の「遠恋複業」の取組により、県内企業及び団体と複業を実施している者</p>	<p>る。</p> <p>4 自治体、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
---	---

(3) 起業に関する要件は、移住支援金を申請した日前1年以内に県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第3 移住支援金の額は、単身の申請の場合にあつては1人当たり60万円、世帯の申請の場合にあつては1世帯当たり100万円とし、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合においては、当該18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（移住支援金の提出書類）

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第1のとおりとする。

（移住支援金の交付）

第5 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（移住支援金の返還請求）

第6 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求できるものとする。ただし、雇用企業の

倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満に市内から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市内から転出した場合

(地方就職支援金の交付対象者)

第7 地方就職支援金の交付対象者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次のいずれにも該当することとする。

- ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
  - (ア) 大学等を卒業若しくは修了する年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。
  - (イ) 大学等を卒業又は修了する年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
  - (ア) 市内に転入したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、県内に所在する企業等に就職することが内定していること。
  - (イ) 地方就職支援金の申請時において、大学等を卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中（卒業見込みの場合に限る。以下同じ。）に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
  - (ウ) 地方就職支援金の申請日から1年以上継続して市内に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に次号アの要件を満たす企業等に就職し、転入日又は就業開始日から1年以上市内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 一 関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が地方就職支援金の対象として適当と認めた者。

(2) 就業に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、前号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 勤務地が県内であること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者又は接待業務受託営業者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、県及び市が認める場合を除く。

(カ) 地方就職支援金の交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、市内の伝統産業等で担い手確保が困難であるものを除く。

イ 就業条件等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、無期雇用契約に基づいて週20時間以上就業する見込みであること。

(イ) 当該地域へ勤務地限定型社員として採用予定であること。ただし、在学中

に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(地方就職支援金の額)

第8 地方就職支援金の額は、就職活動等に係る交通費及び移住に係る移転費とし、次のとおりとする。

(1) 就職活動等に係る交通費

県内に所在する企業等が実施した採用面接等に参加するために要した交通費（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とし、15,200円を上限とする。

(2) 移住に係る移転費

県内に所在する企業等に就業するため市内までの移住に要した移転費（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とし、108,000円を上限とする。

2 前項に定める経費について、他の公的制度又は就業先の企業等から補助金等の交付を受ける場合の地方就職支援金の額は、当該対象経費の合計額から当該交付を受ける額を差し引いた額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と、前項に定める地方就職支援金の額を比較し、少ない方の額とする。

3 第1項第1号に規定する交通費については、在学中の場合も対象とする。

(地方就職支援金の提出書類)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(地方就職支援金の返還等)

第10 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求できるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

- (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。
- (4) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。
- (5) 市への転入日から1年以内に、市外に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第7第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(報告及び立入調査)

第11 市長は、いわて暮らし応援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金及び地方就職支援金の交付を受けた者及び就職先の事業所等に対し、いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか、移住支援金及び地方就職支援金の交付に必要な事項は、岩手県知事と市長が協議して定める。

制定文 抄

令和元年7月5日から施行する。

改正文 (令和2年3月10日告示第52号抄)

令和2年1月15日以後に一関市に転入した者について適用する。

改正文 (令和3年3月31日告示第112号抄)

令和3年4月1日より施行する。

改正文 (令和4年3月31日告示第150号抄)

令和4年4月1日から施行する。なお、この告示による改正後の一関市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に一関市に転入した者について適用し、同日前に一関市に転入した者については、なお従前の例による。

改正文 (令和5年4月1日告示第166号抄)

令和5年4月1日から施行する。

なお、この告示による改正後の一関市移住支援補助金交付要綱第3の規定は、令和5年4月1日以後に市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

改正文（令和6年3月28日告示第69号抄）

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年4月1日告示第131号抄）

令和7年4月1日から施行する。なお、この告示による改正後の一関市移住支援金等交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に一関市に転入した者について適用し、同日前に一関市に転入した者については、なお従前の例による。

令和8年4月1日から施行する。なお、この告示による改正後の一関市移住支援金等交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に一関市に転入した者について適用し、同日前に一関市に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第4関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	移住支援金交付申請書 1 移住元の住民票の除票の写し（世帯移住の場合は全員分） 2 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人事業の納税証明書 3 就業証明書又は起業支援補助金の交付決定通知書 4 関係人口証明書（関係人口に関する要件での申請の場合） 5 就業証明書又は活動証明書（関係人口に関する要件での申請の場合） 6 その他市長が必要と認める書類	第1号   第2号 又は第3号  第4号 又は第5号  第6号 又は第7号	別に定める。

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	地方就職支援金交付申請書  1 移住元の住民票の写し 2 在学証明書 3 就業証明書  4 交通費の領収書等 5 その他市長が必要と認める書類	第8号、第9号又は第10号     様式第11号	別に定める。